

平成25年6月中川村議会定例会議事日程(3)

平成25年6月14日(金) 午後2時00分 開議

日程第1	議案第6号	副村長の選任について
日程第2	請願第1号	T P Pへの参加に反対する請願
日程第3	陳情第7号	T P P断固反対に関する陳情書
日程第4	請願第2号	国に対し憲法96条改定に反対する意見書を提出する事を求める請願書
日程第5	請願第3号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書
日程第6	請願第4号	国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書
日程第7	陳情第3号	違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書
日程第8	陳情第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情
日程第9	陳情第6号	農作物被害対策に関する陳情書
日程第10	陳情第8号	国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書
日程第11	発議第1号	環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉参加反対に関する意見書の提出について
日程第12	発議第2号	憲法96条改正に反対する意見書の提出について
日程第13	発議第3号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について
日程第14	発議第4号	国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
日程第15	発議第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第16		委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第1 発議第6号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について

出席議員(10名)

1番	中塚 礼次郎
2番	高橋 昭夫
3番	小池 厚
4番	山崎 啓造
5番	村田 豊
6番	大原 孝芳
7番	湯澤 賢一
8番	柳生 仁
9番	竹沢 久美子
10番	松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	保健福祉課長	玉垣 章司
振興課長	福島 喜弘	建設水道課長	米山 正克
教育次長	座光寺 悟司		

職務のために参加した者

議会事務局長	中平 千賀夫
書記	松村 順子

# 平成25年6月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成25年6月14日 午後2時00分 開議

○事務局長  
○議長  
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)  
改めまして、こんにちは。  
ご参集ご苦労さまでございます。  
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
日程第1 議案第6号 副村長の選任について  
を議題といたします。  
朗読願います。  
○事務局長  
○議長  
○村長  
朗読  
提案理由の説明を求めます。  
議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げます。  
河崎誠副村長の現在の任期が6月21日をもって満了となりますが、引き続き副村長として選任いたしたく、本議案を提出いたします。  
氏名 河崎誠  
生年月日 昭和28年5月11日  
住所 中川村大草4058番地4であります。  
河崎さんは、昭和47年3月、県立飯田高等学校を卒業後、同49年9月、中川村臨時吏員に任用され、同50年1月、中川村事務吏員となり、住民課、建設課、振興課、総務課に勤務し、住民税務課長、保健福祉課長、総務課長を歴任し、この4年間は、豊富な経験と的確な判断によって私の不足を補い、支えていただきました。  
副村長として、まさに適任であり、深刻の度を深めつつある諸課題を克服するために村政の対応速度を上げてくれるものと期待するところであります。  
議員各位のご理解をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。  
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。  
○議長  
説明を終わりました。  
ここで暫時休憩といたします。しばらくお待ちください。  
[午後2時03分 休憩]  
[午後2時06分 再開]  
○議長  
会議を再開します。  
これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]  
○議長  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決を行います。  
この採決は起立によって行います。  
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]  
○議長  
全員起立です。よって、議案第6号は同意することに決定いたしました。  
ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。  
[午後2時07分 休憩]  
[午後2時08分 再開]  
○議長  
会議を再開いたします。  
日程第2 請願第1号 TPPへの参加に反対する請願  
日程第3 陳情第7号 TPP断固反対に関する陳情書  
を会議規則第37条により一括議題といたします。  
本件は総務経済委員会に付託してあります。  
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。  
○総務経済委員長  
それでは、請願第1号 TPPへの参加に反対する請願及び陳情第7号 TPP断固反対に関する陳情書の審査経過と報告をいたします。  
去る6月10日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました受理番号1号 TPPへの参加に反対する請願について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。  
審査の結果は採択であります。  
請願の趣旨は、「TPPについて安倍首相は「国家100年の計」と言われ、国益を守ることを可能としているが、国民に情報が開示されず、国民の合意もないままにTPPへ参加することは容認できない。特に、日米共同声明の内容は、関税と関税障壁の全面的な撤廃をすることにある。また、医療や食の安全、観光、受発注、ISD条項なども多岐に及び、これらが守られる保障がない。」などのことから、TPPに参加しないことを国会、政府に求めるというものであります。  
審査の過程では、「委員会からの意見として陳情、受理番号7号のTPP断固反対に関する陳情書と一括審議をしたらどうか。」との提案があり、委員全員同意のもとに慎重に審査を行いました。  
結果として、請願第1号、陳情第7号は、ともに全員賛成で採択となりました。  
なお、意見として「政権がかわったこと、長野県から国への要請も出ていること、意見書を出すことが妥当。」などの意見が出され、請願、陳情、両者の意見が反映され

るよう配慮の上に、意見書を1本にまとめました。

以上、報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第7号の採決を行います。

の陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第4 請願第2号 国に対し憲法96条改定に反対する意見書を提出する事を求める請願書

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは報告を申し上げます。

請願第2号 国に対し憲法96条改定に反対する意見書を提出する事を求める請願書について審査の報告をいたします。

去る6月10日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました請願第2号国に対し憲法96条改定に反対する意見書を提出する事を求める請願書について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

請願の趣旨は、「憲法は98条で国の最高法規と定められており、国会による憲法改

正の発議要件を現行の両院の3分の2以上から過半数に緩めようとしている。それは、憲法によって縛られている権力者が、いつでも勝手に縛りを解くことができるとするものであり、国の最高法規である憲法の理念がじゅうりんするだけでなく、国民主権の近代立憲主義そのものの否定につながるもの、主権在民の近代国会では許されることではない。」などの理由から、憲法96条改正を求めるよう政府に求めたもので、審査の結果、賛成多数で採択となりました。

審査の過程を申し上げます。

意見として「国の基本なので、趣旨はわかるが、ここで採択はどうかと思う。」「法律を変えなければのときもあるので、慎重でありたい。」「意見書案分は変えれば、趣旨はよい。」などの意見が出されました。

また、一方に、「3分の2以上賛成しない限り、憲法改正の必要はない。」「敗戦直後の気持ちを持つべきである。」「どこの国も改正へのハードルは高いので、改正の必要はない。」などの意見が出されました。

なお、採択に対する少数意見の留保のあったことを報告いたします。

以上、報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 次に、本件については柳生仁議員から会議規則第76条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

○8 番 (柳生 仁) 自席でよろしいですか。

○議 長 はい。

○8 番 (柳生 仁) では報告します。

少数意見報告書

平成25年6月13日

提出者 柳生仁、賛同者 高橋昭夫

6月12日、総務経済委員会において留保した少数意見を次のとおり会議規則76条第2項の規定により報告します。

記

1、議案受理番号、第2号 国に対し憲法96条改定に反対する意見書を提出する事を求める請願書

2、国に対して憲法96条改定に反対する意見書を提出する事を求める請願書に対して、現在、国政において審議中であるため、慎重に審議する必要がある、趣旨採択とします。

以上です。

○議 長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○4 番 (山崎 啓造) この件の採択に対して、私は反対の立場での討論をしたいと思いません。

現行憲法は1947年5月3日から施行をされております。国民の権利と国の統治の基本原則を定めたルールを意味するものであります。

戦後から70年近くが経過をし、憲法がつけられたころからは社会の状況や国民の考え方なども大きく変化をしています。例えば、憲法9条には「戦争をするための軍は持たない」としています。近隣諸国の現状を見たとき、日本の領海や領空を侵犯したりする国があり、いつミサイルを撃ってくるかわからない国などもあります。状況は大きく様変わりをしています。きょうも日本領海を3隻の軍艦が侵犯をしたというニュースも流れておりました。他国から攻撃を受けたとき、日本を守るためのみずからの行動を起こさねばなりません。その行動は、日本を守るためであっても戦争には変わりありませんし、自衛隊を軍隊ではないということには無理があります。

憲法には、国民の権利や自由等が明記されています。しかしながら、最近では、憲法作成時には考えもつかなかったプライバシー権であるとか環境権であるとかいった権利も、国民の当然の権利として認識をされています。作成から70年近くが経過した現行憲法には、いろいろな面で不具合が生じていることも事実です。現行憲法をより現実的なものにするためにも、まずは、憲法改正をするための条件を改正しようということでもありますから、そのとおりであろうと私は思うものであります。したがって、憲法96条改正採択に進めていただきましたわけですが、この辺から柔軟に進め、私は、趣旨採択が妥当ではないかということをございます。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○9 番 (竹沢久美子) 賛成の立場でよろしいですか。

○議 長 はい。

○9 番 (竹沢久美子) それでは、私は賛成の立場で討論したいと思いません。

国に対し憲法96条改定に反対する意見書を提出する事を求める請願書についてでございますけど、私は、さきの一般質問でもやりましたけれど、日本国憲法は、本当に国の最高法規であるということで、非常に通常の立法より厳格な要件を課しているわけでありまして。このことは、公正憲法と言われておりますけれど、この改正要件の3分の2以上ということは、各国の憲法改正手続と比べても決してハードルの高いものではありません。

選挙権もなく、戦争に反対することもできず、夫や子どもを戦場に送らざるを得なかった多くの女性たちが、その人権や一人の人として認められた憲法でもあります。

アジアや日本国内の大きな犠牲の反省から生まれた憲法です。この憲法のおかげで、先ほどのご意見では日本が戦争に巻き込まれたときというようなお話がありましたけど、この国際社会で日本人は戦争をしない国の国民として評価を受け、戦場で1人の日本人が死ぬことも、また、他国の人を殺すこともなくて来たわけですから。どんなに

時代が進んでも、やっぱり、国の形を変える、この立憲主義の3分の2以上を崩すことは、私は反対です。ハードルを下げることと中身を変えることはイコールではありません。私は、やはり、人間の理想や理念として、この96条を変えないことが本当に日本の国民のためになることだと思って、この採択には本当に賛成の立場で討論させていただきます。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○5 番 (村田 豊) 私は、委員長報告は採択ということですが、反対の立場で討論をいたします。

国での議論がスタートをして賛否が問われている現段階で、当然、護憲派、改憲派から、こうした内容の請願、陳情が今後も出てくるというふうに思います。それぞれの害は理解をできる部分はあると思いますが、あくまで判断をするのは主権者である国民ですので、国の議論がスタートした現段階で、こうした案件については、継続審査か趣旨採択ということの地方議会の決定の姿勢がよいというふうに思います。

経過については、先ほど4番議員のほうからありましたので、簡単にだけ触れますが、憲法改正の国民投票法案っていうのは、60年少したった時点で平成19年度に成立をして、その3年後に、22年に施行となっておりますが、この中で3条の18歳以上の投票権が表示をされておりますけど、これは、いまだに成立をしていないと、特に、この内容は、9条のイデオロギーの護憲派の対立行動のままで、そのままになって決まっていないう状況ではないかと思えます。

他国の様子を見ますと、アメリカ、ドイツ、それからイタリアでは、既に何回も改正をされておりますし、日本の場合は、衆議院の憲法審査会で、やっと1章からスタートをした段階であり、参議院においては、憲法審査会は、96条については1回も審査がされていないという状況であるようです。

さきのNHKの意識調査の中では、この96条の過半数の賛成に対する改正についてという中では、賛成が26%、反対が24%、どちらとも言えないというのが47%というようなことで、まだまだ国民の理解ができていない段階であるというふうに感じられます。

半世紀にわたった憲法であるわけですので、安全保障を初め、守り切れなくなってきたということは事実じゃないかと思えますが、さまざまな意見がある中で、慎重の討議が必要ということが国の識見者の皆さんからも言われております。

そういう点で、私は、趣旨採択ということでの少数意見に賛同し、採択に対する反対の討論としたいと思います。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 [賛成者挙手]  
賛成少数です。よって、本請願は不採択となります。

日程第5 請願第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 6月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました請願第3号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書につきまして、去る6月12日、第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。

結果は、全員一致で採択です。

この請願については、毎年、提出されており、本来、国の責任で行われるべき義務教育の教育水準の最低保障を担保する制度の堅持と財政負担を求めるものです。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「請願内容については十分理解できる。毎年、継続して国に求めていくことがよい。」との意見で採択されました。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第6 請願第4号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 6月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました請願第4号国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請

願書につきまして、去る6月12日、第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。

結果は全員一致で採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「中川村では、児童・生徒数の減少で、実態としては30人以下学級になっているが、全国的には実現していない。教育条件整備のため、教育予算の確保は必要。」「先生方も雑務が増え、子どもたちと向き合い時間が減っているとの声も聞く。」などの意見が出されました。

審査の結果、全員の賛成で採択とされました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第7 陳情第3号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは、陳情第3号について報告いたします。

6月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました陳情第3号違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書につきまして、去る6月12日、第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。

結果は、全員一致で不採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「対中国政府に対するもので、村議会で取り上げるレベルの陳情か判断が難しい。」この陳情の中には住民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する条例の制

定などが求められておりました。

また、「法輪功という宗教団体の問題でもある。このような人権侵害が実態として行われているとしたら許されるべきではない。」との意見が出されましたが、審査の結果、全員一致で不採択となりました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員挙手です。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第 8 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情

日程第 9 陳情第6号 農作物被害対策に関する陳情書

日程第 10 陳情第8号 国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書

を議会会議規則第37条及び議会先例により一括議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは、陳情第5号、6号、8号の順に審査の報告を申し上げます。

陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について、去る6月10日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもとに慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、「政府は、国の政策目的実現のため地方公務員給与費の臨時的給与削減にかかわる地方交付税の減額を推し進めた。これは、地方財政制度の根幹を揺るがし、憲法が保障する地方自治の本旨から容認できない。また、被災地の復興、子育て、医療、介護など、社会保障や環境対策など、自治体が担う役割の増大による地方交付

税額の確保、また、安定的な行政運営をするために、2014年度に向けた地方財政計画、地方交付税などの拡大に向けた地方財政の充実、強化を政府に求める。」というもので、審査の結果は、全員賛成による採択となりました。

なお、審査の過程では、意見として「採択はよいが、さきの議会で減額を通してあるので矛盾を感じる。」「予算が欲しいので賛成はするが、自治体と十分協議をして納得の中で慎重に進めてほしい。」などの意見が出されました。

また、賛成討議として「今後想定される震災対応からも、地方交付税に差支えがあってはならない。公務員給与費の減額は、地域の状況を踏まえていない。」などの意見が出されました。

陳情第5号による報告、審査結果報告であります。

次に、陳情第6号 農作物被害対策に関する陳情書について、その報告を申し上げます。

審査の結果であります。趣旨採択であります。

審査の経過を申し上げます。

この件について、本会議後、陳情者より連絡がありまして、県に対して農業会議、県中央会などが既に要請をしていることから、市町村からの陳情書はしないとの通知がありました。そして、議会に対し、陳情書における趣旨採択とするようにとの依頼がありましたので、それに基づいた審査結果であります。

陳情第6号の報告であります。

最後に、陳情第8号 国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について審査報告を申し上げます。

審査の結果は趣旨採択であります。

陳情の趣旨は、「アベノミクス効果で株高となり、景気が上向きつつあると言われていたが、実感できず、雇用、個人消費は依然として大変厳しい状況にある。安倍政権は、来年4月からの消費税率8%実施を景気動向を見て10月に決めるとしているが、現下の経済情勢では、消費税増税法附則に照らしても増税できるものではないと考える。増税により消費、景気が後退し、消費税を転嫁できない中小企業や自営商業、農業者などに大打撃を与え、財政再建ができるのか、専門家からの疑問も大きい。5割を超える国民は、消費税に反対、政治不信も広がっている。長期展望に立ち、民主的な税制の構築を求める上からも、消費税増税の反対を求める。」というもので、慎重審査の結果、趣旨採択多数で趣旨採択となりました。

なお、委員の意見として「消費税の反対はわかるが、代替の財政はどうなるのか、歳入提案がないと福祉などの安全面も足りなくなる。国の財政は複雑で難しく、赤字がかさむ中、消費税も1つの方法かもしれない。」との意見があり、一方に「末端商店は厳しく、絶対、消費税反対。」「消費税8・9%の引き上げに対する家計負担は11兆円の試算があり、景気の影響は明らか。これ以上に格差拡大があってはならない。」などの意見が出されました。

趣旨採択に対する少数意見の留保がありましたので、あわせて報告をいたします。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

なお、陳情第8号については、中塚礼次郎議員から会議規則第76条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、消費税中止の意見書を提出する事を求める陳情書に対して採択とすべきという立場で意見を述べます。

消費税増税は、消費、景気を後退させ、消費税を転嫁できない広範な中小企業、自営商工業者、農民に大きな打撃を与えます。1997年の5%への増税で消費不況と景気悪化が急速に進み、国税収入は減少しました。

財界系の調査機関は、消費税の8%、10%への引き上げに伴う家計負担増について、97年の増税時を大きく上回る11兆円と試算をしています。

消費増税は景気を悪化させるのは明らかです。

以上の理由により採択とすべきと思います。

以上です。

○議 長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○6 番 (大原 孝芳) 陳情第8号についてでよろしいですかね。

私も、今回、委員長の報告ですと、陳情第8号については趣旨採択という報告がなされました。今、少数意見の留保ってということで、今、中塚議員からも言われましたが、この問題については、政権、安倍政権にかわって以降、アベノミクスと言われるように非常に大きな金融緩和が行われ、非常に国民の皆さんも本当に大きな期待を持っていたわけですが、皆さんご存じのように、今日の株の乱高下っていうんですかね、もう、非常に不安定な、経済学者も本当に予測がつかない、そんな状況が今の現況でございます。それなのに、ここにも書いてありますが、10月あたりで、もう、予測をして、来年の4月には、もう、消費税を上げるという、そんな段取りに入っているように書いてあります。要は、つまり、国民は、本当に景気がよくなるから、そういったことをやむないと、消費税を上げてやむないと、そういう気持ちでいるにもかかわらず、政府は、もう、やるが、やるのが前提でいろんな方策を決め、当然、各、当然、国会で決まったことなものですから、そういった方向で、全部、段取りをしているわけでございます。しかし、我々国民は、いかに政府、また、野党のある一部が、そういったことを進めても、国民のためにならないことに、法律に対しては、断固反対していくと、そういった姿勢が我々にとって、地方議員にとっても、そういったことに対して是正を求めていくという姿勢が問われていると思います。それなのに、

今回、趣旨採択、そういったレベルでは済まないような状況だと思います。よって、この件は、当然、採択すべきと思い、不採択については反対としたいと思います。

以上です。

趣旨採択には反対で、採択すべきだと考えます。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○9 番 (竹沢久美子) 賛成討論がなければ反対でよろしいですか。反対討論ですが。

○議 長 はい。

○9 番 (竹沢久美子) 私も、この消費税の関係に対して趣旨採択ではなくて採択すべきだと思います。

先ほどから説明されておりますけれど、私は、やっぱり、この消費税というものは、本当に、それぞれの負担能力に応じて決して公平な税ではない、弱い者いじめの非常に逆進性の強い税であるということを思います。負担力のない人に重く、負担力の大きい人には軽い、そうした税だと思います。

それで、現在、非常にアベノミクスで景気がいいと言われておりますけれど、ほとんどが投機筋というようなことと輸出関連というようなことで、非常に大きい大企業には潤っているかもしれませんが、現在、本当に地域経済を支えている内需型の企業は大変苦戦しております。そうした中で、今度、5%が10%になったら、ほとんど、もう、営業はやっていけないというようなことも言われておりますし、また、皆さんご承知だと思いますけど、大企業は内部留保を260兆円ほどため込んでいると言われておりますし、トヨタあたりは、また、このほかにも輸出戻し税というものの恩恵も受けるわけであります。

私は、やっぱり、こういう弱い者いじめの消費税の増税に対しては反対していくべきだという、中止の意見書を出していくべきだということで、趣旨採択には反対です。採択すべきと思います。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

まず、陳情第5号の採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第6号の採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 [賛成者挙手]  
 全員賛成です。よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号の採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 [賛成者挙手]  
 賛成少数です。よって、陳情第8号は……。  
 暫時休憩願います。

[午後2時52分 休憩]  
 [午後2時53分 再開]

○議長 再開します。  
 陳情第8号の趣旨採択は否決されました。  
 ここで暫時休憩といたします。

[午後2時54分 休憩]  
 [午後3時12分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 発議第1号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加反対に関する意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○1番 (中塚礼次郎) それでは、朗読を持ちまして説明にかえさせていただきます。

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加反対に関する意見書

日米共同声明は、T P Pのアウトラインに示された高い水準の協定を達成することを明記しており、その内容は、関税と非課税障壁の全面的な撤廃をすることにあります。そうなれば、多くの農家は経営を維持することができず、地域経済の中心である農業は存続に危機に陥り、食料自給率の向上は不可能となり、安全・安心な国産農産物の安定供給に重大な支障を来し、さらに農村社会の崩壊の危機が想定されます。また、その影響は、農業生産額の減少にとどまらず、農業の多面的な機能の崩壊、農業関連産業への影響等、T P Pによる関税撤廃による経済効果以上に経済が減少するという試算もされており、我が地域だけでなく、日本経済全体に大きな影響があると言わざるを得ません。

よって、食料自給率向上と地域農業外将来にわたり持続可能な産業であり続け、農村環境保全等、多面的機能を維持することが必要であります。

政府は、T P P関係国との協議を開始するとした包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、アジア太平洋経済協力会議、エイペック首脳会議でこの方針を表明い

たしましたが、食料・農業・農村基本計画の方針に逆行するものであり、十分な国内議論がされないままのT P P交渉への参加については断固反対するとともに、下記事項について強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1、国内農業、農村の振興を損なうことは行わないとした食料・農業・農村基本計画の方針を堅持し、我が国の医療、食の安全、官公需発注及びI S D条項などと両立できないT P P交渉へは参加しないこと。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。  
 これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 [賛成者挙手]  
 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第2号 憲法96条改正に反対する意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

上程がされておりますので、そのまま継続します。

後で採決がありますので。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○7番 (湯澤 賢一) 付託委員会の総務経済委員会の委員長報告は否決されまして、そこで発議者として取り下げる方法もありますが、請願された方の気持ちを酌んで、改めて、ここの意見書の提出について皆さんにお諮りしたいと思います。

発議第2号について、憲法96条改正に反対する意見書の案文を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

主権在民をうたった近代憲法は、国民の基本的な人権とその諸原則を保障するために、国民の側が憲法によって国家権力の横暴を縛るという考え方に立っています。そのため、特の権力者の都合によって憲法を改変されることがないように憲法改正要件を高く設定しております。このことは、世界の主要国でも当たり前の原則となっております。

96条改正を主張する人の中には、日本国憲法は、制定以来、一度も改正されていな



いという方がいます。もともと国民目線から見れば改正の必要がなかったからであります。アメリカやドイツなど何度も憲法を改正している国々でも、改正手続を定めた規定は日本よりも高いハードルを設定しております。これまで一度も改正していないということ、改正手続を緩くするということは別問題です。

改正の発議要件 96 条は手をつけてはならないものという認識が広まっています。

憲法は、その第 98 条で国の最高法規と定めています。国会による憲法改正の発議要件を現行の両院の 3 分の 2 以上から過半数に緩めるということは、特の権力者が、いつでも勝手に憲法を変えることができるようにすることです。

国の最高法規たる憲法の理念をじゅうりんするだけでなく、国民主権の近代立憲主義そのものの否定につながるものであり、主権在民の趣旨からでは許されることではありません。

上記の理由から憲法 96 条改正に反対することを求めます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

賛成少数です。よって、発議第 2 号は否決されました。

日程第 13 発議第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○4 番

(山崎 啓造) それでは、朗読をもちまして趣旨説明とかえさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年度予算において旅費、教材費が国庫負担から除外されたため、保護者負担が増加した市町村が幾つも出てきました。

さらに、平成 18 年度から義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたため、県の財政状況を圧迫しています。

今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成 26 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持、向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元すること。

以上であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 発議第 4 号 国の責任による 30 人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○3 番

(小池 厚) それでは、私のほうから国の責任による 30 人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の原案を読み上げまして提案にかえたいと思います。

文部科学省は、昨年 9 月に平成 25 年度から 5 カ年で小学校 3 年生から中学校 3 年生までの 35 人以下学級の実現等を内容とする新たな教職員定数改善計画案を策定しました。しかし、政府は、平成 25 年度の実施を見送ることとした。

すべての子どもに行き届いた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができません。少人数学級は、生徒一人一人の個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や教職員の負担軽減を図る上で効果的です。

長野県では、今年度、30人規模学級（35人学級）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校、全学年において35人学級が実施されることとなりました。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、小学校1年生までは35人学級であるが、小学校2年生以降は40人学級のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴って増える教員に非正規の臨時的任用教員を配置することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況です。

少人数学級の推進は我が国の義務教育水準の維持、向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。

義務標準法改正により小中学校の全学年で30人以下学級を速やかに実現するよう強く要請します。そのためにも、世界的にもGDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要であり、豊かな教育を進めるため強く要請します。

記

1、国の責任において30人以下学級を押し進めるために義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために教育予算の大幅増額を行うこと。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○8番 (柳生 仁) 地方財政の充実・強化を求める意見書

2013年度の地方財政計画において政府は国の政策目的の実現のために地方公務員

の臨時給与減額に係る地方交付税減額を押し進めました。このことは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方財政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画、地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確にも積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

1、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

3、被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に被災自治体の深刻な人材確保に対応するため震災復興特別交付税を確保すること。

4、地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定のついては、国の政策方針に基づき一方向的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもので算定のあり方を検討すること。

5、地域の防災・減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保することとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは厳に慎むこと。

6、地方交付税の財源保障の機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長 長 これより質疑を行います。

○3番 (小池 厚) 意見書の中で、若干、字とかですね、違っていると思われるところ

があるので、ちょっと訂正をお願いしたいんですが、先ほど読まれた中に「さらに、被災地の復興の」の段の2行目に「地方自治体が担い」には、これ、「担う」でよろしいかと思います。それから、下から5行目でございますか、5の「地域の防災・減災

に係る)、これの2段目、「一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは源」っていうのは「厳しく」の「厳」だと思んですが、違っておったら、私、謝りますが、だと思ってるんで、語句の訂正をお願いしたいと思います。

○議 長 よろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

○議 長 「賛成者挙手」

全員賛成です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

を議題といたします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。

本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

○議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○7 番 「議長、動議」と呼ぶ者あり

(湯澤 賢一) しばし休憩をお願いしたいと思います。休憩。休憩の動議をお願いします。

○議 長 7番議員、理由をお願いします。

○7 番 (湯澤 賢一) 先ほどの消費税の増税中止の意見書について、趣旨採択の総務経済委員会の委員長報告が否決されました。それについて、やはり思いが、陳情者の思いがあるので、再度、意見書を出したいというふうなことがありますので、一応、この件について、議会運営委員長として、そのように、その思いを酌みたいと思いますので、しばし休憩をお願いして、意見書の作成の時間を休憩としてとらせていただきたいと思います。

○議 長 暫時休憩とします。

[午後3時42分 休憩]

[午後3時57分 再開]

○議 長 会議を再開いたします。

○7 番 (湯澤 賢一) 大変、先ほどの私の休憩動議の件、ちょっと勘違いがございまして、間違っておりましたので訂正いたします。どうもすみませんでした。

○6 番 (大原 孝芳) 動議を申し上げます。

先ほどの陳情第8号に対する委員長報告の趣旨採択については否決でございましたので、消費税増税の中止を求める意見書をこの場に提出を求める動議をお願いしたいと思います。

○議 長 ただいま6番 大原孝芳議員から国に対し消費税増税中止の意見書を提出することを求めることの動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、議題とする動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

○議 長 「賛成者起立」

賛成多数です。よって、この動議は、このとおり決定することに決定しました。

意見書作成のため暫時休憩といたします。

[午後3時59分 休憩]

[午後4時07分 再開]

○議 長 会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第6号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願ひします。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○6 番 (大原 孝芳) では、朗読をもって説明とさせていただきます。

消費税増税の中止を求める意見書

アベノミクス効果で株高となり、景気が上向きつつあると言われていますが、実感できない国民は81.9%で、雇用、個人消費は依然として厳しい状況にあります。このような経済情勢における消費税増税は、消費、景気を大きく後退させ、消費税を転嫁できない広範な中小企業、自営商工業者、農民に大打撃を与えることは必至です。

社会保障の安定財源の確保などを図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則に照らしても、平成26年4月からの消費税増税ができる状況にはありません。

これらのことから、政府に対し消費税増税中止を求める意見書を提出するものです。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。

○3 番 (小池 厚) 私は、委員会からの趣旨採択からですね、一步進めて、意見書の提出というところへお願いしたくて、趣旨採択に反対したわけですが、ただいま動議で中止を求める意見書が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

この間、消費税の増税につきましては、政府のほうから8%にして、ゆくゆくは10%というような、そういった方向が出ておりますけれども、それが少子高齢化で進んでおります国の財政を圧迫していく、その解決になるんだというような一部に報道がございますけれども、なかなか国の予算の中身を見ますとですね、そういったような状況になっていないのが現状でございます、片や、大きな会社がですね、税金を払っていないような、そんな抜け道もあるような今の日本の税制体系ですかね、そういったことを考えますとですね、今、やろうとしている消費税の8%にアップするという、そういうのは、もう少しですね、国の財政の中身をですね、変えるようなことを考えた上での方針として出てくるんだったらいいのではないかと思うんですけれども、現状ではですね、消費税増税には反対すべきじゃないかということで、地方議会として、住民の代弁者として、やはり意思表示をしてもいいのではないかということで賛成をさせていただきます。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、本案は可決されました。  
これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。  
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 平成25年度中川村議会6月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。  
今定例会では、提案申上げましたすべての議案を原案どおりお認めをいただき、まことにありがとうございました。

特に、村の職員、また、議員の皆さんの給与削減についてご理解を賜りましたこと、感謝を申し上げます。

また、一般質問では、自然エネルギーへの取り組みへの支援や農業への新規参入者を育てる取り組み、地区に担い手を迎え入れる取り組みなどに関してたくさんのご質問、ご意見をいただきました。どの課題も奥が深く、しっかりと深く考えて取り組んでいかねばならないと考えております。

このところ円ドルは非常に不安定に乱高下し、昨日の日経平均株価も1日で6%以上下落をいたしました。経済の先行きが心配されますが、どんな状況においても、村

民を乗せた中川村という船は、みんなでこぎ進んでいかねばなりません。議員各位の変わらぬご協力をお願い申し上げます。

また、本日は、たくさんの請願・陳情がありました。消費税の問題ですとか、大変難しいご判断を議員各位がなされたかと思えます。

特に、憲法96条の改定に反対する意見書を国に対し提出してほしいという請願については、いろいろな議論がありました。この憲法96条の改定の問題というのは、その後、おのずと知れた9条の改定の問題が控えているということになりますので、日本国のこれまでの平和主義というものを堅持していくのか、あるいは変えていくのか、このタイミングにおいて中川村議会が大変重たい、そして大きな意思表明を法的になされたというふうに考えております。また、その判断が4対5という大変きわどいものであったがゆえに、議員の皆さん方、一人一人の判断というものも、大変重たく大きいものとして残っていくんだろうなというふうに感じたまいであります。

さて、ことしは、梅雨入りも早かったものの、雨が少なく、水不足にならないか気になるところでございます。

真夏日の報道もあちこちから耳にします。

だんだんと恒例のどんちゃん祭りの日程も近づいてまいりました。

議員、皆さんにおかれましては、しっかりと暑さ対策をしていただき、ご健勝にて夏を乗り切っていただきますようお願い申し上げます、議会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議 長 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって平成25年6月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時15分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_